

沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）（抄）

（沖縄振興基本方針）

第三条の二 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 沖縄の振興の意義及び方向に関する事項
- 二 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に関する基本的な事項
- 三 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する基本的な事項
- 四 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
- 五 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項
- 六 科学技術の振興に関する基本的な事項
- 七 情報通信の高度化に関する基本的な事項
- 八 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項
- 九 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項
- 十 離島の振興に関する基本的な事項
- 十一 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項
- 十二 社会資本の整備及び土地（公有水面を含む。次条第二項第十一号において同じ。）の利用に関する基本的な事項
- 十三 前各号に掲げるもののほか、沖縄の振興に関する基本的な事項

3 基本方針は令和四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(沖縄振興審議会の設置及び権限)

第百三条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するために、内閣府に沖縄振興審議会を置く。

2 沖縄振興審議会は、沖縄の振興に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

(沖縄振興審議会の組織等)

第百四条 沖縄振興審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

一 沖縄県知事

二 沖縄県議会議長

三 沖縄の市町村長を代表する者 二人

四 沖縄の市町村の議会の議長を代表する者 二人

五 学識経験のある者 十四人以内

2 前項第三号から第五号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員の互選により沖縄振興審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、沖縄振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。